

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程を次のように定める。

令和元年8月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前				
別表（第2条関係）行政財産使用料の基準				別表（第2条関係）行政財産使用料の基準				
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	
土地	(略)			土地	(略)			
	電気通信施設その他これに類するもの	建物又は許可期間が1月未満の場合	(略)		電気通信施設その他これに類するもの	建物又は許可期間が1月未満の場合	(略)	地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された価格（地方税法附則第17条の2、同法附則第18条、同法附則第19条、同法附則第19条の3及び同法附則第19条の4を適用した価格で地方税法第349条の3の2を適用しない価格）を基準として局長が定める額の100分の5に相当する額に12分の1を乗じて得た額に <u>1.1</u> を乗じて得た額
	(略)				(略)			地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された価格（地方税法附則第17条の2、同法附則第18条、同法附則第19条、同法附則第19条の3及び同法附則第19条の4を適用した価格で地方税法第349条の3の2を適用しない価格）を基準として局長が定める額の100分の5に相当する額に12分の1を乗じて得た額に <u>1.08</u> を乗じて得た額
建物	固定資産管理台帳価格の1,000分の6に土地使用料相当額の12分の1（借地については県が負担している地代相当月額）を加算した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額を月額とする。			建物	固定資産管理台帳価格の1,000分の6に土地使用料相当額の12分の1（借地については県が負担している地代相当月額）を加算した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額を月額とする。			
(略)				(略)				

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規程の施行の日以降納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。